

秩父市役所本庁舎等建設工事設計業務プロポーザル 技術提案書提出に係る質問回答書

平成24年9月3日

- ・下記回答事項の「計画の概要」は「秩父市役所本庁舎等建設工事 計画の概要」
- 「基本構想」は「秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想」
- 「基本構想業務報告書」は「秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想業務報告書」
- 「基本構想業務報告書（応用編）」は「秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想業務報告書（応用編）」を示します。

番号	質問事項	回答事項
<b>A. 計画概要等について</b>		
1	秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想業務報告書（応用編）P65に見られる基本理念のコンセプトは、秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想P11に見られるコンセプトからより具体的な内容となっているように思われますが、どちらが審査時の評価における基準となるのかご教示ください。	審査では、「計画の概要」及び「基本構想」に基づき評価を行います。「基本構想業務報告書（応用編）」は、あくまでも参考資料として提示したものです。
2	建設基本構想業務報告書の取扱いについて「技術提案書の作成に際して、配置計画、ゾーニング等について、制約を与えるものではなく、参考資料として提示します。」とありますが、建設基本構想業務報告書・報告書（応用編）を読み込んでいきますと、例えば基本構想業務報告書P45に記された配置模式図とその考え方は、基本構想において検討がなされた与条件であると考えられます。報告書のすべての記載事項が制約条件とならないとすれば、この模式図に記された以外の案も優れた考え方であれば評価の対象となるのでしょうか。	「基本構想業務報告書」は、「基本構想」の基礎データとなっているものですが、P45の敷地計画模式図等の例示している各種イメージ図は、参考例の一つという位置づけです。したがって、他に優れた提案があれば評価の対象とします。ただし、「基本構想」に示された方向性を逸脱しない内容としてください。
3	建設基本構想業務報告書Pg.119_3全体概算事業費に提示されている金額は消費税込でしょうか。また、建設工事費には外構工事費が含まれるのでしょうか。	提示している金額は税込みです。なお、「計画の概要」P34.(2)総工事費に記載のとおり、外構工事費は建設工事費に含まれます。
4	配置計画において、既存樹木の保存のあり方が庁舎機能、ホール機能に与える影響が大きいと考えます。基本構想業務報告書P113においても、保存樹木（ケヤキ）の取り扱いが評価項目に挙げられておりますが、ケヤキの移植の可能性は無いと考えて良いでしょうか。また、銀杏についても同様と考えて宜しいでしょうか。	現時点では、ケヤキ、イチヨウの移植は考えていません。可能な限り、現存させることを想定しています。なお、基本設計の段階で既存樹木の保存の在り方について検討していく予定です。
5	秩父公園の整備予定はありますか。またその部分の提案は評価対象となるのでしょうか。	秩父公園の整備予定はありません。秩父公園の整備についての提案は評価対象にはなりません。秩父公園と関連する当該敷地の取り扱いや一体的な景観形成等については評価対象となります。
6	隣接する秩父公園を一体的に整備する予定はありますか。	
7	秩父公園又は本敷地の駐車場において開催されるイベント等で、秩父夜祭以外に想定される利用がありましたらご教示ください。	秩父公園は市所有地ではありませんが、賃貸借契約により臨時駐車場等として利用しています。また、秩父夜祭の際には、メイン会場となります。市主催の定例イベントはありませんが、当該敷地は中心市街地にあり利便性が高いことから、様々なイベントに活用されています。例示しますと、メーデー、夏祭りの山車牽引、地域の納涼祭、ゲートボール、献血や予防接種などが行われています。なお、秩父公園は市指定の避難場所にもなっています。
8	計画敷地内に最低限必要な駐車台数をご教示願います。	「計画の概要」に記載されている内容が、「基本構想」より優先されます。駐車場については、「計画の概要」P7に記載されているとおり、現状の構内173台を確保した上で、できるだけ増加できるよう提案してください。なお、「基本構想業務報告書（応用編）」は、あくまでも参考例としてご参照ください。
9	秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想P44の駐車場計画では、敷地内外、秩父公園100台分の合計で500台程度の駐車台数となっておりますが、秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想業務報告書（応用編）P71～P73に見られる計画案では、秩父公園100台分を含まずに立体駐車場により駐車台数500台程度が確保されていると思われまます。どちらの考え方に従えばよいかご教示ください。	
10	秩父市役所本庁舎等建設工事 計画の概要P7では駐車台数は構内に173台を確保することとなっておりますが、秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想P44では全体駐車台数500～550台確保を前提としています。基本構想にあるよう全体駐車台数500～550台確保を必須と考えるのかご教示ください。	

番号	質問事項	回答事項
11	秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想業務報告書（応用編）P71～P73の計画案では、立体駐車場が秩父夜祭時の花火を鑑賞するにあたって障害となる可能性があると思われませんが、3層程度の高さであれば障害にはならないということかご教示ください。	「基本構想業務報告書（応用編）」は、あくまでも参考例として提示したものです。 本プロポーザルにおいては、立体駐車場の設置は検討しないものとします。
12	公用車用・職員用駐車場の必要台数をご提示下さい。歴史伝承館北側16台及び第一・第二駐車場以外には設ける必要はないと考えて宜しいでしょうか。	東日本大震災以前の公用車台数は67台、職員駐車台数は37台です。このうち、対象敷地内に駐車していた台数は、公用車24台（本庁舎10台、歴史文化伝承館14台）です。その他の80台は、第一、第二及び第三駐車場内に駐車していました。新庁舎及び市民会館の竣工後においても想定する台数は変わりませんが、駐車場所については基本設計の段階で再検討することになります。
13	公用車の台数は何台でしょうか。また、現状はどこに駐車していますでしょうか。	
<b>B. 新施設について</b>		
1	秩父市役所本庁舎等建設工事計画の概要Pg.7-6(3)構造において耐震性能を備えた構造とするとありますが、耐震性能の目標値（重要度係数等）がありましたら御教示下さい。	構造体は、現時点では、国が定める「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成19年12月5日改正）による耐震安全性の分類で、Ⅱ類を想定していますが、市民を守る「あんしん」な庁舎を目指しており、Ⅰ類あるいは免震構造の可能性についても、基本設計の段階で検討する予定です。
2	新庁舎と歴史伝承館に入る庁舎機能として前提とされる機能配分がありましたらご教示ください。また秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想業務報告書（応用編）P71～P73の計画案にあるよう機能配分については提案の一部と考えてよろしいかご教示ください。	機能配分について、概ね歴史文化伝承館のスペースは、東日本大震災前の状態に戻すことを目標にしています。技術提案課題でお示した庁舎機能等のゾーニングは歴史文化伝承館機能も含めた提案となります。なお、ゾーニング変更に伴う歴史文化伝承館の改修は最小限にとどめるものとします。
3	秩父市役所本庁舎等建設工事計画の概要P7では会議室面積1500㎡とありますが、秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想業務報告書（応用編）P64表5-5各ゾーンの想定面積概要では会議室面積1200㎡との記載があります。秩父市役所本庁舎等建設工事計画の概要を優先して考慮すると考えてよいかご教示ください。	「基本構想業務報告書（応用編）」はあくまでも参考資料として提示したものです。「計画の概要」を優先してください。
4	市民会館の客席について、通常の段床形式に加え、平土間形式での利用が可能となる可動席等のご提案も可能でしょうか。	市民会館の客席について、現時点では固定、可動いずれの提案も可能です。
5	市民会館ホールは固定席若しくは可動席の想定はありますか。	
6	基本構想において「舞台や楽屋等付帯施設の充実を考えた場合」とありますが、舞台は現状（間口16、奥行11.7）より大きくする意向はあるでしょうか。	新設するホールは、既存同様、コンサート、演劇、講演等多目的での利用を想定しています。「基本構想業務報告書」のP94に記載されているとおり、既存の市民会館舞台関連の面積は狭隘であったことから、拡充する方向で検討しています。詳細については基本設計の段階で、利用者の意見を取り入れながら計画していきたいと考えています。
7	市民会館の舞台の大きさは既存の市民会館を基準とすればよろしいでしょうか。また秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想業務報告書（応用編）P70の計画案では既存の舞台のサイズとは異なるように見受けられますが、どのようなお考えかご教示ください。	
8	フライタワー、舞台機構等の規格は現況を基準とすればよろしいでしょうか。また、秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想業務報告書（応用編）P70～P73に見られる計画案において想定されている条件等がありましたらご教示ください。	舞台機構等の規格は、現況を基準としますが、今後、基本設計の段階で検討していく予定です。
<b>C. 既存施設について</b>		
1	今回計画に於いて、既存歴史伝承館との地下連絡通路を考慮する必要がありますでしょうか。	施設利用上、本計画では既存歴史文化伝承館との連携は重要であり、新設建物と既存歴史文化伝承館との連絡も必要となります。地下または地上での連絡通路は必要と考えられますが、現段階でいずれかに限定するものではありません。
2	既存歴史伝承館と本庁舎は地下で連絡通路を設けていますが、インフラ関係を共有しているのでしょうか。	歴史文化伝承館と既存本庁舎について、インフラ関係の共有はありません。

番号	質問事項	回答事項
3	本庁舎との機能連携を想定する上で、歴史文化伝承館の防災拠点としての諸機能があればお示してください。(耐震性能、防災通信設備、自家発電容量、空調熱源方式、受水槽容量、防火水槽、備蓄倉庫等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性能(「官庁施設の総合耐震計画基準」による耐震安全性構造体Ⅱ類)</li> <li>防災通信設備(地域防災無線、衛星通信)</li> <li>自家発電容量(150KVA)</li> <li>空調熱源方式  <ul style="list-style-type: none"> <li>熱源&gt;エネルギー:電気</li> <li>装置:氷蓄熱槽21.5m<sup>3</sup>、マルチパッケージ空気調和機直コイル内蔵空気調和器</li> </ul> </li> <li>空調方式&gt;個別式(マルチパッケージ空気調和方式)</li> <li>受水槽容量(上水:9m<sup>3</sup>(SUSタンク)1基 雑用水:13m<sup>3</sup>(コンクリートビッド)1基)</li> <li>防火水槽(なし)</li> <li>備蓄倉庫(なし)</li> </ul>
4	新庁舎建設後の歴史文化伝承館の利用方法についてお聞かせください。(震災前の機能(展示・生涯学習等)に戻すのか、または新たな機能を付加するのか、その場合どのような機能か。それら改修費用は本工事に含むのか。)	新庁舎建設後の歴史文化伝承館の利用方法については、「基本構想業務報告書(応用編)」P14~16の震災前の庁舎機能、展示機能、生涯学習機能に概ね戻す予定ですが、庁舎機能の部署配置などを含め、設計段階で検討します。なお、その改修費用は本工事に含みません。また、新設建物と既存歴史文化伝承館の間に連絡通路等を設ける場合は、その工事費用は本工事に含むものとし
5	歴史文化伝承館については、新市役所建設後も第2庁舎機能が継続されるものと考えて宜しいでしょうか。また、歴史文化伝承館と新市庁舎をブリッジ等で接続する場合に発生する伝承館側の工事も、本施設の施工費に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおり、地下躯体を含めて解体します。
6	市役所本庁舎・市民会館及び歴史文化伝承館の管理運営形態について考えをお示してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所本庁舎・・・直営</li> <li>市民会館・・・指定管理者に委託</li> <li>歴史文化伝承館・・・民間委託</li> </ul> 今後の、管理運営方法は未定です。
7	既存市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館の解体予定は、地下躯体も含めた解体除却と考えて宜しいでしょうか。	ご指摘の建物は既に解体されており、更地になっています。
8	「計画の概要」P5「対象敷地図」の敷地内に記載のある、市民会館南側の市道幹線51号線に面した既存建物も解体工事に含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	ご指摘の建物は既に解体されており、更地になっています。
<b>D. 敷地取扱いについて</b>		
1	敷地図では市役所本庁舎・市民会館及び歴史文化伝承館と一体の敷地のようですが、用途上不可分として既存伝承館の増築と考えて宜しいでしょうか。	敷地は歴史文化伝承館を含め一体とし(約15,500m <sup>2</sup> )、既存歴史文化伝承館の増築となります。なお、歴史文化伝承館建設時は、既存市民会館部分を別敷地としており、今回は既存市民会館敷地を含め一体敷地とするため、区画の変更が生じ、都市計画法第34条の2に基づく協議が必要となります。
2	「計画の概要」P3 5.(1)敷地概要にある「対象となる敷地」には歴史文化伝承館を含むとありますが、申請時において新施設を増築の扱いとして考えることで宜しいでしょうか。	
3	秩父市役所本庁舎等建設工事計画の概要P5の配置図では既存庁舎と歴史伝承館の間に境界線があるように見受けられますが、あくまで全体を一敷地と考えてよろしいかご教示ください。	
4	敷地面積約15,500m <sup>2</sup> は基準法上の一敷地となるのでしょうか。	
<b>E. 設計資料の提供について</b>		
1	縮尺がわかる敷地全体図をお示してください。	別途データを参加表明書に記載されたメールアドレスに送信します。なお、お送りするデータはH12年度時点のデータであり、敷地周辺状況また構内の外構等が現状と変わっている部分もあります。現在メッシュ測量含め再度敷地測量中です。

番号	質問事項	回答事項
2	計画敷地の地質調査ないしは、歴史文化伝承館建設時のボーリング調査（地下水位等を含む）資料がありましたらご教示ください。	別途資料を参加表明書に記載されたメールアドレスに送信します。
3	当敷地内の地質調査資料がありましたらご教示ください。	
4	本計画地のボーリング調査資料をご提示願います。	
5	秩父市役所本庁舎等建設工事計画の概要Pg.6(5)にあるボーリング調査データを御提示頂けないでしょうか。	
6	歴史文化伝承館の図面（平面・断面）をお示しください。	
7	現秩父市役所、秩父市歴史文化伝承館、秩父宮記念市民会館の平面図・断面図・立面図をご提示願います。	別途資料を参加表明書に記載されたメールアドレスに送信します。
8	現状のインフラ引込ルート（上下水道、電気、ガス）をお示しください。	
9	対象敷地周囲のインフラ（電気、ガス、上下水道）状況並びに既存の歴史文化伝承館のインフラ引き込み位置をご教示ください。	
10	既存のインフラ（上下水道、都市ガス、電気など）の敷設状況をご提示下さい。	
11	残存すべき樹木の位置及び詳細（樹種・樹高・樹冠）についてお示しください。	対象敷地内には多くの樹木が現存します。このうち本プロポーザルで保存対象とする樹木は4本とします。ケヤキ3本（樹高約2.5m、樹冠約2.0m）、イチョウ1本（樹高約1.5m、樹冠約5m）です。配置図（E-1送信資料参照）及び現況写真を別途提供します。その他の既存樹木は、基本設計の段階で移植等も含め存置させるか検討します。
12	提案の参考にしたい為、既存各建物の年間エネルギー使用量を御提示下さい。	別途資料を参加表明書に記載されたメールアドレスに送信します。
13	提案の参考にしたい為、秩父宮記念市民会館のフライの高さを御教示頂けませんか。	秩父宮記念市民会館のフライの高さは、舞台F L+14,700mmです。
14	提案の参考にしたい為、本庁舎議場の天井高さ等判る資料を御提示頂けませんか。	既存本庁舎議場の天井最高高さはF L+5,000mmです。
15	現市民会館は音楽利用が30%ということですが、詳細の内容が分かるものを教えてください。	平成18年度から平成22年度までの実績で、音楽関係が約34%、演劇関係が約22%、大会・式典が約10%、講演会が約8%映画上映が約7%となっています。

番号	質問事項	回答事項
16	現市民会館の使用時の年間スケジュール等を頂けませんか。	年間スケジュールは作成していませんが、H21年度の利用状況実績に関する資料を、参加表明書に記載されたメールアドレスに送信します。
17	秩父宮市民会館会議室の利用時間帯、及び曜日毎の利用状況の調査・分析資料がありましたら御提示頂けませんか。	市民会館会議室の利用時間帯別、曜日毎の利用状況については、データを作成していません。会議室の月別利用状況等に関する資料がありますので、参加表明書に記載されたメールアドレスに送信します。また、E-16の資料もご参照ください。
18	「基本構想業務報告書P31」秩父夜祭に関して、羊山公園より打ち上げられる花火が敷地内より2方向に見えるそうですが、具体的な打ち上げ場所をご教示いただけますでしょうか。	別途資料を参加表明書に記載されたメールアドレスに送信します。
19	部署各の職員数を御提示下さい。	別途資料を参加表明書に記載されたメールアドレスに送信します。
<b>F. ヒアリングについて</b>		
1	ヒアリング実施要領について「プロジェクターについては、事務局で用意した機種を使用します。」とありますが、プロジェクターとパソコンの相性によりプロジェクターが上手く作動しない場合を考え、プロジェクターを持ち込むことは可能でしょうか。	プロジェクターの持ち込みは不可とします。作動確認が必要な場合は、別途ご相談ください。
2	ヒアリング実施要領について「説明資料は、提出された技術提案書に記載された文章、スケッチ等に限定」とありますが、過去の同様のプロポーザルヒアリングにおいてスケッチをもとにした動画を投影するケースが多々見受けられます。動画の投影は「使用できないとされた表現部分を使用した場合」に該当すると考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおり、動画の投影は「使用できないとされた表現部分を使用した場合」に該当するものです。
3	ヒアリング実施要領2(4)にて、パワーポイント等とありますが、PDFによるスライドショーでも構わないでしょうか。	PDFのスライドショーも可能です。ただし、使用するイラスト等は技術提案書記載の内容に限ります。
<b>G. その他</b>		
1	技術提案書作成要領2.(4)に提案書に記載できるイメージ図の表現限界と違反時の減点等処置について記載されていますが、他の自治体で過去に行われたプロポーザルにおいて、同様の基準があったにもかかわらず図面や透視図を使用した提案書が減点されずに評価された事例が見受けられました。今回は、そのような事は無く、この要領が厳格に運用されると理解してよろしいですか。提案書作成側においては重要なポイントのため、あえて質問させて頂きました。	減点については、「技術提案書作成要領」3.【減点について】①及び②の内容のとおり運用し、違反していると判断された場合は減点します。
2	様式2と様式3はあわせて左上をホチキス留めとありますが、A3を折り込む必要はないと考えてよろしいでしょうか。	A3は折り込まずに提出してください。
3	様式1の提出について、12部提出のうち、1部を押印し、残り11部は白黒コピーを提出することでよろしいでしょうか。	11部についても押印の上、ご提出ください。(多色の場合はカラーコピー)